

杉 第 2836 号

平成20年10月17日

国土交通省道路局長 様

杉戸町長 野口 勝久



今後の道路行政についての意見・提案の提出について（回答）

平成20年9月19日付け国道企第37号で依頼のありました、標記の件につき別紙のとおり回答いたします。

①道路行政全般について改善すべき点、要望や提案

道路特定財源等に関する基本方針が、平成20年5月13日をもって閣議決定されたところです。

今年の税制抜本改革時に道路特定財源は廃止し、暫定税率分も含めた税率は検討することとのことでありますが、地方行政は、財政を含め様々な点において厳しい現状にあります。特に社会的資本であります、道路は、生活をする上でかかすことのできないものであると同時に地域活力の向上には、かかすことのできない重要な資本であります。

このような現状にあって、税制改革により地方に配分される財源が減少になりますと、幹線道路の整備はもとより、早期の改修が必要とされる狭隘道路等、道路行政の後退に拍車がかかり、立ち行かないことになりかねません。

当町といたしましては、安心・安全なまちづくりのため、道路の整備や維持管理を着実に推進していくため財源の安定的な確保が必要不可欠でありますので、一般財源化とされても、配分率を高め、地方財政に影響を及ぼさないよう要望するものであります。

特に、狭隘道路対策についての助成制度を要望します。

②－１地域の現状と抱える課題

◆ 現 状

当町には、国道４号及び４号バイパス・県道１３路線と町道１，８１６路線がとおり、中でも国道４号と国道４号バイパスが道路の骨格をなし、県道・町道が相互に連絡して道路網を構成しております。

平成２４年度には、首都圏中央連絡自動車道の開通や４号バイパスの４車線化に伴い、アクセス道路の整備や交通量の増加・車両の大型化などに対応するための道路構造の改善、更には、狹隘道路の老朽化の対応などが必要であります。

しかし、財政状況の悪化に伴い道路行政は、大幅な見直しを余儀なくされ、事業の遂行に支障が生じており、今回の税制改革により、財政に影響がでてくることになっては、更に事業の推進が滞り、道路行政が立ち行かなくなるのではと懸念しているところです。

◆ 課 題

１ 都市計画道路の整備

現在２０路線の都市計画決定が終了している。都市計画道路は、市街地を中心とした道路ネットワークの要となることから、環状都市軸の形成を基本に整備の推進を図るものですが、総じて整備の進捗が遅れている状況にある。

未整備となっている都市計画道路については、将来の都市構造を踏まえ、整備主体及び整備手法の具体化を検討する必要にせまられている。

２ 生活道路の整備について

地域住民の日常生活に直接関係のある生活道路については、簡易舗装が老朽化しその都度補修をおこなっている。しかし、抜本的な改修を実施することが厳しい現状から適正な維持管理はもとより交通の安全性・効率性を確保する必要がある。

３ 幹線道路ネットワークの確立について

広域的な幹線道路は国道・主要地方道・県道により形成されているが、新たな広域幹線道路として、首都圏中央連絡道・東埼玉道路が計画されており広域的な交通条件の向上が期待されている。

この新たな道路の整備に伴う効果を高めるため、アクセスに要する時間を２０分程度で到着できる幹線道路の整備や不足している東西方向の道路整備が急務である。

４ 橋梁の整備

町内には、東西の両端を江戸川と大落古利根川が流れ、更に中川・倉松川など多数の中・小河川・水路が町内を流れております。中・小河川・水路に架設

されている橋梁は、いずれも一定の年数を経過し、老朽化しており、防災の観点からも予防対策としての耐震診断や架け替の必要がある。

②－２地域の目指すべき将来像

杉戸町第４次総合進行計画では、個性豊かで魅力ある快適なまちを目指し、安全で快適な道づくりプロジェクトを掲げております。

道路は、住民生活や都市活動の基盤として不可欠なものであり、地域の発展のため、計画的・機能的な道路整備を目指し、安全性・快適性に重点を置くと共に産業立地や地域の活性化、土地利用にも配慮した町道の整備計画のもと計画的な道作りを推進するものです。

また、都市計画マスタープランでは、快適な都市環境の基礎となる秩序ある土地利用を推進し、道路ネットワークの形成を推進するため、都市空間の骨格となる都市計画道路の整備を目指します。

更には、環境問題への取り組みや交通安全対策・防災など安全で自然にめぐまれたまちづくりを推進するものです。

都市化の進展にともないうるおいのあるまちづくりへの期待がたかまるなか、住民一人ひとりが真の豊かさを実感できる社会を目指して、今後も良質な社会資本である道路・公園・下水道などの充実を図りながら、まちの特色を生かした個性的で誰もが、快適なまちづくりを目指します。

③道路施策の重点事項

1 主要町道の強化

交通量の増加や車両の大型化に伴い、歩行者の安全確保や交通の渋滞緩和に向けての右左折レーンの設置、更には道路構造の見直しをおこなうことにより、交通の安全を確保する。

2 都市計画道路の整備による地域活力の向上

開発に伴う市街地に関しては、都市計画道路の整備が終了しているが、以外の都市計画道路に関しては、未完成の状態にある。

現在、都市計画道路東武動物公園駅東口どおり線の整備にむけて事業を進めている。

市街地の根幹となる都市計画道路を整備することは、交通の利便性を図ることと併せて、面整備を含め魅力的なまちづくりを形成する起爆剤とする。

また、東北自動車や平成24年度開通の圏央道へのアクセス時間を20分程度の目安として都市計画道路の整備等を進めることで、交通の利便性を活用し、地域の活性化とする。

3 生活道路

住民生活に欠かせない生活道路は、幹線道路との整合を図りながら、交通の安全・効率性を確保するため、狹隘道路の整備を進める。

また、私道の町道化を促進するため、補助制度を導入し、生活道路の整備に努めており、促進を図る。

4 人にやさしい道づくり

高齢者や障がい者をはじめ、すべての住民にとって安全で快適な道路環境を実現するため、景観への配慮や歩道の整備等、人にやさしいみちづくりを推進する。